

令和元年11月19日
市民環境常任委員会資料
産業地域振興部文化自治振興課

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例（骨子）への意見募集結果及び
修正後の骨子について

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例（骨子）について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、下記の結果となりましたのでご報告いたしますとともに、修正後の骨子を取りまとめましたので、併せてご報告いたします。

1. 意見募集の結果について

- (1) 募集期間 令和元年9月11日～令和元年10月11日（31日間）
(2) 提出人数 11人

区分	窓口	8人
	郵送	1人
	ファクシミリ	0人
	電子メール	1人
	「市民の声」投書箱への投函	1人
	合計	11人

- (3) 意見数 43件

区分		意見数
	条例（骨子）について	22件
	その他について	21件
	合計	43件

※修正ありは2件

- (4) (仮称) 宇治市文化芸術振興条例（骨子）へのご意見等の概要及び本市の考え方について 資料1

2. (仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子（修正後） 資料2

3. 今後の進め方について

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子（修正後）に基づき、令和元年12月議会に条例議案の提出を予定しています。

資料1

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例（骨子）へのご意見等の概要及び本市の考え方について

①条例（骨子）について

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
1	今から条例を制定するのであれば、国に倣い、「文化芸術基本条例」とすべきでは。	本骨子の作成に当たっては、文化芸術の振興に重点を置き作成しており、本骨子の名称を「宇治市文化芸術振興条例」としますが、今後策定を予定している計画において、具体的な施策を示していきたいと考えています。	修正なし
2	「…創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより…希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、本条例を制定します。」…全く素晴らしい理念だと思う。	いただいたご意見を参考に、今後も文化芸術に関する施策を推進していきたいと考えています。	修正なし
3	文化芸術振興条例であるが、文化の表現が多く、芸術の要素が少ないと感じられる。芸術振興の表現ももう少し盛り込んではどうか。（他1件）	本市の文化芸術は、これまで連綿と受け継がれてきた文化、伝統、歴史の上に成り立っており、また、この文化、伝統、歴史の柱の一つとして芸術が含まれていると考えているため、本骨子の表現としています。	修正なし
4	基本理念や市の責務、市民、文化芸術団体及び事業者の役割等が、条例を制定する目的とどう関連しているのかがわかりにくい。	いただいたご意見を踏まえ、条例制定の背景・目的の最後に「この条例は、文化芸術の振興に關し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者の役割を明らかにすることとともに、市の施策の基本的事項を定めるこにより、市が市民、文化芸術団体及び事業者と一緒にして文化芸術の継承及び発展に努め、文化芸術活動の促進を図り、もつて心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。」を追加します。	修正あり

5	<p>市内には社会教育施設が多いため、社会教育施設との連携も含め、市の責務に教育部局との連携を加えてはどうか。（他2件）</p>	<p>文化芸術活動には、社会教育や生涯学習としての側面もあると考えており、引き続き教育委員会と連携し、総合的に取り組んでいきたいと考えています。また、今後策定を予定している計画において、具体的な連携・取り組みを示していきたいと考えています。</p>	修正なし
6	<p>「文化芸術団体の役割」とあるが、団体としての文化センターの役割は。</p>	<p>(公財)宇治市文化センターは、自主文化事業等により、法人の設立目的である、市民の文化、芸術の普及向上に努め、広く市民文化の振興に寄与されています。条例制定後は、これまで以上に積極的に市民の文化、芸術の普及向上に努めていただくとともに、本市としましても引き続き(公財)宇治市文化センターと連携し、文化芸術の振興を推進していきたいと考えています。</p>	修正なし
7	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>地域の特色は条例制定の背景・目的に示しており、今後も地域の特色を生かした施策を推進していきたいと考えています。なお、今後策定を予定している計画において具体的な取り組みを示していきたいと考えています。</p>
8	<p>義務的施策でない施策こそ、その地方の特色を意識してほしい。</p>	<p>骨子の作成に当たっては、京都府、京都市のほか、京都府内の他市等の条文を踏まえています。また、今後計画を策定する際に</p>	<p>は、京都府文化振興計画を参考とするよう検討します。</p>
9	<p>京都府文化振興計画、京都市芸術都市創生条例との整合性をとる必要はないのか。(条例制定の前提条件としないのか)</p>	<p>計画につきましては、今後策定を予定しており、<基本計画>の「…基本的な計画を策定するよう努めるものとします。」を「…基本的な計画を策定するものとします。」とします。</p>	修正あり
10	<p>文化芸術振興基本法改正で努力義務として「地方文化芸術推進計画」の策定が盛り込まれた点に注視すべき。</p>	<p>今後予定している計画の策定に当たっては、ご意見を踏まえ多方面から検討し、総合的な判断の上で取り組んでいきたいと考えています。</p>	修正なし

11	市における「文化芸術振興条例」は市の街づくりであり、全戸的な条例でなければならないが、総合計画等との連携はどうなっているのか。	第5次総合計画第3期中期計画の大分類2「ゆたかなる市民生活ができるまち」に示していますように、文化は観光やお茶、まちづくりや産業等の他の分野とも密接に関わっています。 手続き関係課との連携を図っていきたいと考えています。	修正なし
12	宇治市には文化芸術活動で実績のある人も居住している中で、格式ある条例とするために何をもって表現するのか。	条例の制定に際し、本市の文化芸術の振興にご尽力いただいた方々に改めて敬意を表しますとともに、これまで以上に文化芸術の振興を図り、宇治のブランドを磨くことが重要であると考えています。	修正なし
13	今なぜ文化条例を出すのか。形ばかりの条例になってしまわないか。 (他1件)	現在、文化庁の機能強化・京都移転が順次進められており、また、日本文化の魅力を発信するとともに2020年以降を見据えたレガシー(遺産)創出のための文化プログラムであるbeyond 2020が展開されています。本市においても、来年度の源氏ろまん30周年を控え、文化芸術振興の機運をさらに高めるために条例を制定したいと考えています。なお、今後策定を予定している計画において、具体的な取り組みを示していきたいと考えています。	修正なし
14	京都市や城陽市の条文を参考にしたのか。	文化芸術基本法、京都府文化力による未来づくり条例の内容を参考し、京都市、城陽市のほか、京都府内の他市等の条文を参考とした上で、本市の条例骨子としています。	修正なし
15	条例に具体的なことが示されておらず、今後どういう取り組みがされるのかイメージがわかないでの、振興策をはつきりさせほしい。また条例よりも先に計画等をつくるべきではないか。(他2件)	まずは条例を制定し、文化芸術振興の理念を定めた後に、具体的な文化芸術に関する施策について計画を策定していきたいと考えています。	修正なし
16	文化芸術振興の目標や決意や意欲が宣言されておらず、市の責務を小さく書いて市民への指示命令が多く、文化振興は市民がやるものだという考え方で、骨子は条例の体をなしていないので、具体的な振興計画等の構築後に、制定すべき。	具体的な振興策につきましては、今後策定を予定している計画で示していきたいと考えており、まずは市全体で文化芸術振興に取り組んでいく骨格とすべく、本条例を制定したいと考えています。	修正なし

17	この条例を契機に、宇治の文化が花開くことを望む。	いただいたご意見を参考に、今後も文化芸術に関する施策を推進していきたいと考えています。	修正なし
18	宇治市に今まで文化芸術振興の条例がないとは知らなかつた。文化庁の京都移転も間近にせまっている中での制定は一応理解できる。中身のある、素晴らしい条例であつてほしい。	いただいたご意見を参考に、今後も文化芸術に関する施策を推進していきたいと考えています。	修正なし

②その他

No.	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方	修正の有無
19	宇治市に居住している著名な文化人について、また文化組織について、活動等を把握しているのか。(他2件)	本市の文化芸術の振興に関して、ご尽力いただいている方が多数いらっしゃることについては本市の財産であると考えています。	修正なし
20	担当課職員に制度設計する力量があるのか。文化芸術の専門部署を創設し、専門的な知識を有する者を配置すべき。また、担当課への十分な人材配置と文化芸術振興を協議する時間の確保ができるのか。(他2件)	これまで本市の文化資源を生かして施策を展開してきており、骨子の作成に当たっては他市の条例も研究してきました。今後も引き続き職員のスキル向上に努め、文化芸術振興のために組織的に取り組んでいきたいと考えています。	修正なし
21	「ゆめりあ うじ」で弦楽器の練習のため会議室を借りようとしたところ、断られたが、条例制定後は現場が積極的に条例の趣旨を汲んで対応してくれるのか。	各公共施設にはそれぞれ設置目的や施設を取り巻く環境があります。条例制定後は、これまで以上に関係課及び関係施設と連携していきたいと考えています。	修正なし
22	紫式部文学賞の存続を一考すべきでは。	紫式部文学賞は本市の重要な文化施策のひとつであると認識しています。	修正なし
23	合唱団のアピールが足りない。	合唱団の活動等に関しては、引き続き本市のホームページ等で積極的に広報していきたいと考えています。	修正なし

24	文化芸術系の教室のほとんどが上部組織につながっていないことに 関してどう考えているのか。	団体間の組織については、各団体の活動方針や活動内容に関わることであり、各団体の考え方によるものと認識しております。なお、いただいたご意見は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。	修正なし
25	条例制定後、ある程度落ち着くまでは、担当した職員は異動させるべきではない。人事異動により担当したもの以外がわからぬという状況にならぬようになります。	人事異動等により担当した職員が異動した場合であっても、業務に支障を来さないよう、引き継ぎ等を確実に実施します。	修正なし
26	市民絵画展に関して、実行委員会と市の協働体制を維持してほしい。	本市としても、市民絵画展実行委員会と引き続き協働体制をとつていただきたいと考えています。	修正なし
27	宇治公民館に代わる施設の充実・新設をしてほしい。	いただいたご意見は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。	修正なし
28	中央公民館展示集会室における美術サークル発表会の展示会期を確保してほしい。	各公共施設にはそれぞれ施設を取り巻く環境があります。条例制定後は、これまで以上に関係課及び関係施設と連携していくたいと考えています。	修正なし
29	市と市民が協働して文化力発信都市の建設を目指す「まちづくり戦略」を具体的かつ積極的に考えてほしい。	条例制定の背景・目的に示しておりますように、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、今後策定を予定している計画において、具体的な施策を示していきたいと考えています。	修正なし
30	宇治市文化芸術活動がどこにあり、どの活動をしているのか。 を問わず、文化芸術の振興を推進していきたいと考えています。	文化芸術活動の場所や内容はさまざまであり、一概に示すことはできないと考えています。本市としては活動場所や活動内容	修正なし

31	市民等と宇治市で文化芸術施策や計画など気軽に話せる場を設けてほしい。	本市の文化芸術施策等に関するご提案やご意見等がございましたら、担当課や（公財）宇治市文化センターにご相談ください。なお、計画策定の具体的な手法につきましては、総合的に判断し、取り組んでいきたいと考えています。	修正なし
32	昔からある文化だけでなく、ゲーム等の新しい文化がある中で、文化活動の内容も多様化している。さまざまな考え方や考え方がある中で、市民が文化に関わっていくことを、市が支えることが、未来に向けて宇治の文化が磨かれるのに必要だと思う。	いただいたご意見を参考に、今後も文化芸術に関する施策を推進していきたいと考えています。	修正なし
33	展覧会の開催日程や場所を市政だよりに載せてほしい。	いただいたご意見は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。なお、市ホームページにおいて、市内で活動される団体等の情報を掲載しています。	修正なし
34	昨年あたりから「サークル活動を減らすように」というような声があると聞いたが、本当なのかな。	いただいたご意見は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。	修正なし
35	年長者が自主的・積極的に活動を続けている姿は、若者に対してよいお手本・刺激になり希望を与えることになり、それこそ希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとなるのではないか。	いただいたご意見を参考に、今後も文化芸術に関する施策を推進していきたいと考えています。	修正なし

※_____部分は修正箇所です。

(仮称) 宇治市文化芸術振興条例の骨子 (修正後)

<条例制定の背景・目的>

宇治は京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきました。また、宇治川と山々がおりなす風光は 古いにしえより歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきました。平安時代には貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担いました。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶産地となりました。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となった宇治の名も知れ渡っていきました。わがまち・宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきました。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千の時を超えて滔々と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいています。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定します。

この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市が市民、文化芸術団体及び事業者と一体となって文化芸術の継承及び発展に努め、文化芸術活動の促進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

<基本理念>

文化芸術の振興に当たって、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されることを前提に、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、文化芸術を鑑賞し、これ

に参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図るとともに、市、市民、文化芸術団体及び事業者が必要に応じて協働し、文化芸術活動を推進するものとします。

<用語の定義>

- (1) 文化芸術…文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいいます。
- (2) 文化芸術活動…文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいいます。
- (3) 市民…市内に在住、勤務、在学する者、及び市内において文化芸術活動を行う者をいいます。
- (4) 文化芸術団体…市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。
- (5) 事業者…市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。

<市の責務>

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るため、基本的施策を定め、これを推進するものとします。

<市民の役割>

市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を互いに理解し、尊重するよう努めるものとします。

<文化芸術団体の役割>

文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的に文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

<事業者の役割>

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めるものとします。

<基本計画>

市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な計画を策定するものとします。